

# 関西労災職業病2月号

(通巻第151号)

関西労働者安全センター 1987.2.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 200円



●第7回総会を成功させよう！	1
●針灸訴訟を支援する会に加入しよう	3
●労災保険法改悪問題	5
●保育労働者の労災職業病(2)	7
●教職員の健康問題を考える	9
●前線から(ニュース)	11
●ゆき道かえり路③	14
●胸部レントゲン撮影を考える	15
●みんなでやろうストレッチ体操	18

職域・地域から働くものの健康を國いとろう！

# 第7回総会を成功させよう！

労働者のいのちと健康を、何とか都合よく、うまい具合にからめとり、せめて機械なみの扱いで使う方法はないものかと、しきりに経営者層は考え、様々な攻撃を仕掛けている。

そのような攻撃に同調する動きとして八四年九月の高松高裁振動病不当判決があった。その後、力を得た経営者層とそれに従うかのような労働行政は、以来二年間で、針灸治療制限、振動病一律打ち切りをはじめとする労災医療へのしめつけを進め、同時に労災保険法の改悪によって、特別加入制度の合理化と使用者側の意見申出制度に関わる内容を省令事

項として定めるという攻撃をかけてきた。これらの攻撃は、戦後労基法制定の大前提であつた、労働者保護という大義名文をもかなぐりする露骨な攻撃的姿勢といつてよい。

そして、その攻撃は今回の労働基準法の全面改訂の形で集大成されようとしている。改訂案では、労働時間規制の見せかけ短縮と、経営者層が熱い期待をよせる大幅な弾力化が盛り込まれており、非人間的な労働生活が強要されている現在の労働者をさらに「機械なみ」の条件へ近づけるものとなっている。

こうした情勢にあって私達は、またなど労使公認の活動を活用するだ

ず労働行政との闘いをさらに強化する必要がある。その闘いは一般的な既得権擁護ではなく、「人間として健康に働く」権利の拡大という目的をより一層明確なものとした、最も基本的な闘いとしての位置づけが必要だ。

そして、そのためには労災認定補償の闘いを強化するだけでなく、日常的な職場や地域での労働安全衛生に関する取り組みを一層強化することにより、より実証的な成果を上げていく必要があるといえよう。

けではなく、調査、分析を含む様々  
な自主的な活動を推進することを通  
して問題の所在を明らかにせねばな  
らない。また、地域における取り組

みを強化することによって、ともす  
れば埋もれがちな実態の掘りおこし  
を継続的におこなう必要がある。

そして、縦横にこうした取り組み  
を進めつつ、職域と地域の安全衛生、  
労災職業病の運動を連携して高め発  
展させてゆくことによって「労働者  
のいのちも健康も闘いとする」陣型を  
整えることこそ必要であると言える  
のではないか。

三月二〇日の関西労働者安全セン  
ター第七回総会は、八六年度の闘い  
の成果をもとに八七年度のより強固  
な安全衛生、労災職業病の闘いを展  
望するものとしたいと考えている。  
会員、読者の積極的な参加を求めた  
い。

## 関西労働者安全センター

### 第7回総会

日時.. 3月20日(金)午後5時~

場所.. 大阪部落解放センター

(芦原橋駅下車すぐ)

- 反動労働行政に対する闘いを  
強化しよう
- 労基法・労災法をはじめとする  
労働関係法令改悪を阻止しよう
- 官公労働者の安全衛生、  
労災職業病の闘いを強化しよう
- 職場、地域の日常的 安全衛生  
活動を強化しよう

# はり・きゅう訴訟を 勝利させよ、う!

## 1/30 支援する会結成集会

一月三十日、大阪府立労働センタ  
ーにおいて、『はり・きゅう訴訟を  
支援する会結成集会』（主催総評大  
阪地域合同労組、関西労働者安全セ  
ンター）が開かれ、関係の支援労働  
組合など約一〇〇名が参加、今後の  
裁判支援活動の核として本会を前進  
させていくことが確認された。

集会では、まず、主催者を代表し  
て安全センターの西野から「これから  
は証人調べなど本格化する裁判に対  
して、運動的に、とりわけ財政的基  
盤確立のために支援する会に入ろう」  
と呼びかけがあった。  
つづいて、はり・きゅう訴訟弁護  
団を代表して、高木弁護士が「はり  
・きゅう裁判闘争の意義と経過」に

ついて報告した。その中で「今後の  
医学的立証という正念場をむかえ、  
精一杯頑張りたい。皆さんも法廷外  
の闘いをがんばってほしい」と述べ  
られた。

ストレッチ体操をして一服したあ  
と、各団体からの連帯のアピールが  
行われた。全港湾米運分会からは分  
会員の一年を越える針灸治療費の請  
求を労基署に行い、これを攻めると  
いう、現場から三七五通達をくずす  
闘いの報告が行われ、裁判闘争と  
もに闘っていきたいと述べた。つづ  
いて、原告鈴木真規子さんの職場の  
ある平野区を含む、東南地域労災職  
業病問題交流会を代表して平井氏  
(市職平野)から「地域においても

支援を強めていきたい」との決意表  
明、また、市職民生局支部、東大阪  
市学給労、総評東地域合同労組、全  
林野大阪地本、全港湾大阪支部から、  
それぞれ連帯支援のアピールがおこ  
なわれた。それに対し、原告鈴木真  
規子さんから「これからも皆さんと  
共にがんばります」との決意表明が  
あり、最後に、大阪地域合同労組竹  
田副委員長がしめくくりのあいさつ  
をし、裁判勝利をめざして團結ガン  
バローと三唱して、集会を成功裡に  
終えた。

集会後、その場で支援する会に加  
入する光景もみられ、今後の会の発  
展が期待されていることをうかがわ  
せた。

あなたも  
支援する会の  
会員に

- 氏名 (団体名)
- 住所 (機関紙送り先)
- 電話番号
- 会員口数

◇はり・きゅう訴訟を支援する会加入申込書 ◇

- ◇ 会費 一口月額五〇〇円
- ◇ 会員には裁判の進行に関するニュースや解説、その他関連する記
- 事務局は関西労働者安全センタ  
ーにおきます。個人、団体を問わ  
ず多数ご加入ください。
- 事を掲載した機関紙「375通信」  
を送ります。

# 労災保険法改悪・・・省令案 審議会へ

— 実施時期は四月 ……

## 労働省を追及しよ、つ！

労災保険審議会において、改正労災保険法の省令案が労働省より出された。この省令案は、八五年秋より八六年にかけて行われた労災法改悪のうち、省令事項として処理された部分にかかるものである。

八六改悪では、労災年金の最高限度額の設定、収監中の休業補償不支給、部分就労中の休業補償の減額、特別加入制度の合理化、事業主の意見申し出制度などが決定された。その狙いは、給付水準の引き下げと、労働者の労災補償を受ける権利を侵害して、給付そのものを制限するということにある。

これら改悪点の全てが大きな問題

をもつてゐるが、なかでも、「特別加入制度の合理化」と「事業主の意見申し出制度の創設」に関しては、特に問題が大きいとして、反対運動

の焦点となってきた。

前者は、一人親方的被災労働者を

労災保険制度から締め出そうとするものであり、後者は、全く法的根拠のない事業主側のゴリ押しを労働省が認めたものに他ならない。この二点については、昨年の「法律」そのものの改正の段階では、省令事項と署長に対し文書で意見を申し出ることができるものとすること』

まず、「事業主の意見申し出制度」については、『事業主は、保険給付を受けるべきものが行う当該事業についての保険給付の請求に関し所轄労働基準監督署長に対し文書で意見を申し出ること』

この点について、国会における社会党議員の質問に対して、政府労働省は、「事業主の意見は単なる参考意見であつて、行政としてはその意見に拘束されない。事業主には、記

## 事業主には 文書で 意見申し出の権利

載に当たつては主觀をいれず事実に基づいて記入するよう強く指導していく。意見の内容については、被災者に確認する。」と答弁しており、こうした点を最低限再確認、明記させる必要がある。この制度は、事業主の不服申し立てを実質的に認めていこうとする極めて不当なものであるので、仮に実施されたとしても、現場における闇いを粘り強くおこなつていくことが非常に重要である。

## 理不尽な特別加入の

### 切り捨て：健診義務

また、「特別加入制度の合理化」については、

「特別加入の申請を行う場合において当該申請にかかる特別加入者が粉じん業務、振動業務、有機溶剤業務又は鉛業務（以下「特定業務」という。）に従事するものであるときは申請書に当該特別加入者にかかる業

務歴を記載しなければならないものとすること。・・・・・

そのほか、部分就労時の休業特別

所轄労働基準局長は、・・・・・特定業務に従事する特別加入者にかかる業務歴を考慮し、特に必要があると認めるときは、・・・指定する病院又は診療所における健康診断の結果を証明する書類その他必要な書類を提出させるものとすること。』

これら省令案に対しても、実施時期はこの四月とおしえまつているが、以上のようないくつかの問題点を中心に政府労働省を追及していかなければならぬとされている。これは、加入時に罹患している疾病的補償を行わないといふもので、被災労働者の切捨てに直結するものであり、絶対に認められないと考えます。会員、読者諸氏の注目を訴えます。（総評中央は、労働省交渉を三月上旬に予定している）

としている。これは、加入時に罹患している疾病的補償を行わないといふもので、被災労働者の切捨てに直結するものであり、絶対に認められないと考えます。会員、読者諸氏の注目を訴えます。（総評中央は、労働省交渉を三月上旬に予定している）

☆労働基準法全面改正へ向けて緊急提言☆

好評発売中！

## 労働時間短縮への提言

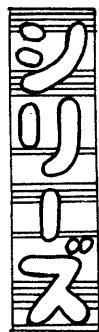
●労働時間問題研究会編

第一書林刊 定価 一三〇〇円 A5判 二二〇〇円

◎関西労働者安全センター特別価格 一冊 一二〇〇円

送料 一冊二五〇円 二冊以上三〇〇円

本が到着次第、所定の振込用紙で郵便局から送金してください。



# 保育労働者

## の職業病

### —保育労働の負担姿勢と負担作業について(その1)

(2)

頸肩腕障害、腰痛症といった病気  
が、保育労働者に多い理由は、保育

労働が、頸、肩、腰に常に負担をか  
けると同時に、精神的緊張を安易に  
解くことができない、その上、疲労

を回復しうる休憩時間が決定的に不  
足している、ということになります。

従つて、職業病の発生防止のため  
には、労働条件の改善が第一に必要  
です。そして、この労働条件の基礎  
となつてゐる、保母のおかれている  
社会状況について分析しなければ、  
職業病の問題はとらえられません。  
この点については、今後、このシリ  
ーズでも取り上げていく予定です。

さて今回は、実際に、保母はどの  
決めつけています。保母の職業病の

ような負担作業を行つてゐるのかに  
ついて考えてみたいと思います。

非常に重要です。

保育労働の負担姿勢としては、前  
かがみ、しゃがみこみ、ひざつきな  
どがあります。子供を相手にしたと  
き、あるいは、施設面からも、子供  
とのサイズにマッチした姿勢が要求さ  
れます。

話はそれますが、頸肩腕障害の認  
定基準においては、「一定の動作、  
姿勢の過重な仕事による」というこ  
とが前提条件のようになつていて、  
はじめから、保母のような仕事によ  
る職業病発生は例外的なものとして



前屈み

部編  
一九八四年十二月)によると

大阪市のある保育所において行つた調査(『作業姿勢調査報告書』労働環境研究会・大阪市職民生局支

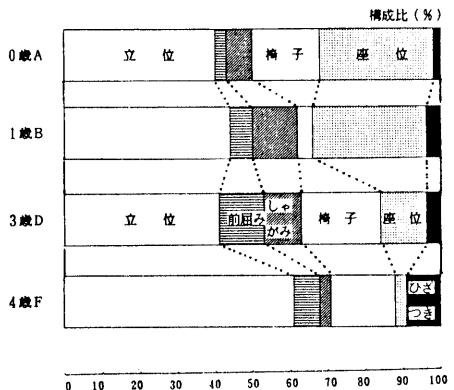
どくに、乳児を中心にして、『子供の抱き上げ・抱き下ろし・抱きかかえ・抱きかかえ移動』が大きな負担となつています。大阪市民生局支部のあげた人が最も多くいました。

この点について、『作業姿勢調査

**子供を抱く**



図1 全保育時間における姿勢



調査日 A,B: '84.5.24 D,F: '84.6.26

身長 A:164.5, B:159.5, D:150, F:165cm

全保育時間における各姿勢の割合は、図1のようなものでした。

では、表1のようになりました。

子供を抱いている時間は、0才児

担当のA保母100分(全観察時間四七〇分の二一、三%)、一才児担当B保母七四分(一五、七%)、三才児担当D保母三分、4才児担当F保母二九分(六、二%)。

乳児担当保母の、子供を抱いている時間が長く、また、子供を抱き下ろしする回数も多いという傾向が著しいのがわかります。但し、だから乳児以外は楽というのではもちろん不自然な姿勢で抱くことが多いことも見逃せません。

表1 子供の抱き時間と抱き上げ下ろし回数

担当 才	保母	子供を抱く姿勢 (単位: 分)				合計 (A) 470 分 (%)	上下回数
		立位 移動	立位	座位	ひざ つき		
0	A	33	22	44	1	100	21.3
1	B	6	35	21	12	74	15.7
3	D	0	2	0	0	2	0.4
4	F	9	11	3	6	29	6.2

\* 470分は、1日の全観察時間

# 「教職員の健康問題を考える」

## 多くの問題をかかえる教育労働の現実と健康

「学校の先生の安全衛生問題」などと言うとなんともピンとこない人

い。ついでここでちょっと調べてみた

が多いことだろう。それほど教職員の労働と健康破壊の問題については、一般に関心が薄いのが現実である。しかし、以外と教職員の健康破壊に

時間外・もちかえりの  
多い教育労作

関する問題は多いのである。公務災害の認定事例においても、脳、心臓疾患の認定例は多く（公務上とされていないものでも勤務中の発症は多い）、また非行対策で走り回ったあげくうつ病になり、自殺を図り公務上災害の認定を受けた教師の例はまだ記憶に新しく、現在類似のケースで認定請求中のものがいくつかある。こうした状況に到らしめる労働条件

教職員の労働というのは、一般的によく知られている労働の一つである。それは、義務教育制度が整備されており、より上級の学校への進学率が向上するにつれて、多くの人が学校教育を経験するにつれて、常識的にそのイメージが形成されていくからである。しかし、そのイメージは目に見える部分だけによって形成されるので、予断の部分が結構含まれるのである。

れると言える。例えば、朝七時には学校へやってきてクラブ活動の指導をする先生が「熱心な先生」として父兄の評判がそこぶるよく、その一般的な評価に抗いがたいムードが構成されていたりするのは、それをよく表している。そこには労働としての評価はない。また、それは昨今の教育問題への国民の関心の高まりによって、後押しされているようだ。

具体的な労働条件の問題点であるが、まず時間外勤務が不可避であるということである。例えば、一時間の授業を進めるためには、準備が必要である。しかし、担当授業時間を除いた勤務時間はとても充分なもの

とは言えず、必然的に時間外の自宅での準備が必要になる。小学校教員の場合は学級担任制で、原則として全教科の授業をせねばならず、勤務時間中に準備をできるわけがないのである。また、会議や家庭訪問などの時間外勤務が多く、日教組が一九八二年四月に行つた実態調査によると、一週間で時間外勤務がなかったと答えているのはわずか二五・九%と四分の一にすぎない。(下図参照)

労基法では時間外、休日労働の規定として、三六協定の締結と二五%の割増手当の支給が必要であるが、教員については昭和四六年に制定された「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)によって適用を除外され「限定された場合だけ」しか命じられることになっており、回復措置として勤務時間短縮あるいは代休を付与することになっている。

しかし、これも抜け道が多く、教育

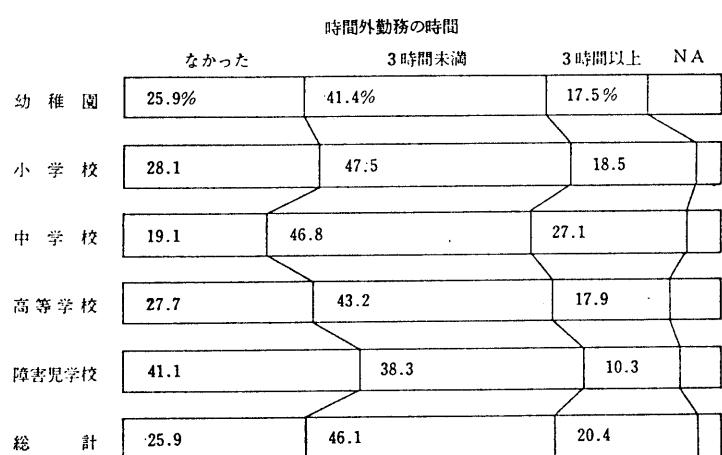
いう労働の特殊性から生活指導など自ら行うことになってしまふものはこの中には入らない。

次に、小学校教員の場合に特にあてはまることがあるが、児童が登校してから下校するまでは、ほぼ休憩時間をとることができない。食事も児童とともにし、教育の一環の意味をもつ。他にも生活指導、学級経営に関わる処理が間断なく続く実情から精神的、肉体的な疲労が休まる間はないと言つてよいだろう。

## 健康管理対策を 考えよう

教職員の労働は「軽労働」であるかのような評価がなされがちであるが、以上のように見ても決して「軽労働」と言えるものではない。しかし、教職員自身が児童、生徒と日常生活にかかって、自らの健康を労働と関連させて考えることをともすれ

ば怠りがちであり、そのことがこの問題の認識を難しくしているように思えるのである。行革攻撃の中で、労働条件がますます厳しくなることが予想される現在だからこそ、健康管理対策を教職員組合の側から進めていくことが必要だと言えるのでは





ケアの basic 理念を中心にお話をされたが、その中の「かぜ」をひいて、一週間休めるかどうかが、社会的に人の健康が保たれるか、どうかの一つの目安となるのではないか」というくだりでは、多くの人が苦笑い。また、プライマリーヘルスケアの充実の第一歩は、第一線の医療活動家のオルグが急務だと指摘されたが、その点、連絡会の課題とも一致しているといえるだろう。

また、同日、連絡会は、東大阪いのちとくらしを守る会と連名で、東大阪市に對して地域及び、市関係職員に対する精神衛生の充実を求めた要望書を提出し、市職員部、保健衛生部、教育委員会、水道局、消防局との協議を行った。

要望内容は、地域における精神医療体制の充実を図ることとして、具体的には、中央病院への精神神経科の設置、精神衛生懇談会の設置、教育、啓蒙の充実。第

二に、市関係労働者の健康管理の充実を求めて、精神衛生を含む教育カリキュラムの実施、精神衛生問題についての啓発と管理職研修、産業医に信頼できる精神科

二に、市関係労働者の健康管理の充実を求めて、精神衛生を含む教育カリキュラムの実施、精神衛生問題についての啓発と管理職研修、産業医に信頼できる精神科

灸訴訟は重要であり、総評としても出来る限りの支援を行っていきたい」と述べた。続いて、高木弁護士の特別講演、原告からの報告と決意表明が行われ、最後に、地域合労天使の園分会中岡さんが、支援する会への結集を訴えるアピールを読み上げて集会を終えた。交流会では、今後更に、地区評、地協においても支援する会への参加をよびかけていくことにしていく。

## 社会福祉労働者のケイワ

### 吉岡訴訟が山場へ

兵庫県社会福祉労組

社会福祉労働者に多発している頸肩腕障害を職業病として認めるよう求めている吉岡頸肩腕訴訟の第十一回法廷が、この三月三日に神戸地裁三二号法廷で開かれる。

この法廷では、原告の兵庫県社会福祉労働組合の吉岡氏の主治医である山下五郎医師に対する二回目の反対尋問が行われる予定で、医学的な争点についての注目されるやりとりとなることが予想される。次々回には被告側証人として兵庫労

場を迎えていると言つてよいだろう。

社会福祉施設における頸

肩腕障害、腰痛症の発症率は極めて高いにも関わらず

その対策は遅れているとい

基局医官の出廷が予想されることからも、裁判はヤマ

も裁判の意義は大きい。また、福祉労働者の職業病に

吉岡頸肩腕訴訟第11回法廷  
3月3日午後3時～4時半  
神戸地裁32号法廷

## 食堂作業員のケイワ

### 業務上認定がちどる

西成区のあいりんセンタ

やかんのお茶くみである。前例のない職種という一種（女性）の頸肩腕障害について労災認定がかちとられた。Tさんの仕事は主に食堂ホールでお客が食べ終わった食器の片付け、大きな敬意を表したい。

Tさんは、入社して約一年目の八五年十二月に右腕が痛みはじめ、六月より休業、松浦診療所において針灸治療、運動療法を行い、十月上旬より職場復帰し現在に至っている。この間、職場復帰に際しては、会社側から、「完治するまで出でくるな」「今度悪くなったら自分の責任だ」という一筆を書け」などといやがらせを受けたが、それもはね

マトをしぶったシンボジウムも準備が進められており、今後の開いの進展が期待される。

のて今日に至っている点も、  
Tさんの労災の取り組みを  
振り返るとき、忘れてはな  
らないことだろう。

## 西成 西 看護婦の結核は 労災だ

西成区のA病院に働く看護婦のBさんは、昨年夏より結核を発症し、休業、入院を余儀なくされた。この件について、病院当局を通じ、阿倍野労基署に対しても、労災申請を行っていたところ、労基署が労災認定に難色を示しているとの情報を得た労働組合は、安全センターとともに労基署に話し合いにおもむいた。

署は、現在、入院先（既にBさんは退院している）の主治医に対して症状照会中であり、さらに本人からの事情聴取を予定している段階であり、業務上認定については現段階においては何とも言えない、と答えた。しかし、「就労前からツベルクリン反応が陽性であると難しい」「開放性の結核患者を看護していても、認

定の決め手にならない」など、職場の実情を無視した非科学的な、また反動的な考え方を示した。

▽コ◇ラ◇ム△

十七ページの「二月の新聞記事から」を見てほ

しい。なんと自殺が五件もあるではないか。余部事故がその原因となつた悪性の結核患者を担当した医師や同僚は当然、労災だのち発症しており、職場の自殺が二件、炭鉱の閉山が原因となつた自殺、銀行、国税局、どれも現在とを考えている。

今後、安全センターとしても、組合に全面協力して取り組んでいきたい。

の社会の矛盾の犠牲になつたかのような死である。しかし、自殺という事実の奥にひそむ原因については当局者は決して語ろうとはしない。それは国鉄の度重なる自殺でもそうだった。「あえてふれないように」というのが現在の世情なのだろうか。





# 胸部レントゲン撮影を考える

(4)

放射線被曝と労働研究グループ

## I 結核

### 結核の現状

の水準である。年間の結核死亡率が、一九八二年で十万人あたり四・五人であることもすでに述べた。この数字が国際的に見るとどの程度のものかを示すと〔図1〕のようになる。

日本は一九七九年頃には結核『低蔓延国』の仲間入りをしたことはすでに述べた。一九七九年現在、陽転率（発病する、しないにかかわらず陰性の人が一年の間に新しくツベルクリン反応陽性にかわる確率）は

このような動きの中で日本の結核問題は新しい特徴を示しはじめている。つまり結核の発病、死亡の『偏在』（かたよって発生していること）であり、それは弱者への集中といいかえてもよい。

○・一八%（一万人につき十八人）、

地理的には、西日本の方が結核にかかるている人の割合（罹患率）、

年間発病率は人口一万人につき一人

で、いずれも一九五五年の十分の一

いる。戦前は結核と言えば東北・北陸の農村地帯か、労働者が多く兵営ある大都市に多かったのであるが、

現在は西日本は東日本より罹患率で一・四倍であり、五年遅れた水準と

言われている。

年令の面では老人への集中が特徴で、新登録患者（結核予防法により結核患者は保健所に登録される）のうち六〇才以上の者は、一九八〇年で三六%、今後の予測によれば一九九〇年には五七%になると言われている。これは今の老人の若かった頃の結核流行の名残が今あらわれているということと、人口全体の老令化

のせいである。

特定社会層への集中も大きな特徴である。例えば東京山谷地区、大阪“あいりん”地区を管内に持つ両保健所の、結核にかかっている人の割合、その結核を治療せずに（又はできず）放置している割合は、周辺の地区にくらべ数倍の高さにのぼる。また統計によれば、結核患者で医療扶助（医療面での生活保護）を受けている者の比率は、非結核患者の六倍にのぼる。医療費の支払いを生活保護にたよらざるを得ない層に結核が多発していることが明らかである。

最後に、特定の医学的集団への集中ということがあげられる。つまり、結核はある種の病気や医学的状態を持つている人で発病率が高いというのである。その病気・状態というのは、例えばストレス、るいそう（長く細い体型をいう）、糖尿病、腎透析療養者、あるいは結核患者と関わり合いのあつた者、以前結核患者だ

った者などである。これらの要素にひとつずつ点数をつければ、住民医療データベースを利用して、結核にかかる危険度の総合点数を一人一人算出することができる。フィンランド・ノルウェーでは、十年以上前からこのようにして算出

された総合点数を用いて結核検診のリスト作りをしている。（日本ではこのような住民医療データベースの制度はない。またこのようなデータの利用の仕方は市民の総背番号制の一種として批判があるだろう。そして不幸なことに、この国においてこのようなデータベースを作ることは、国と企業が弱者を葬り去

しかし、データベースを正しく使用できる社会であれば、無差別・強制の現行の集検に対し、この方法はひとつの対案となるだろう。）

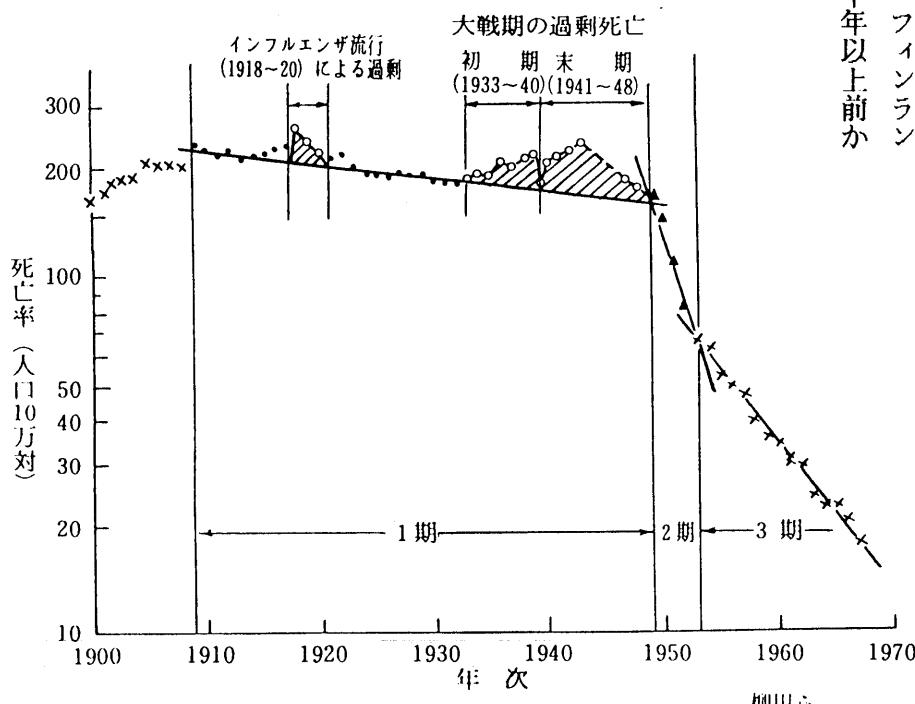


図1 日本の結核死亡率の推移

# 一月の新聞記事から

一・三

暮れに起きた国鉄余部事故で転落列車機関士の上司の福知山鉄道管理局運転区長が、単身赴任先の宿舎で首つり自殺（豊岡）

一・一〇

大阪国税局総務課長が、京阪電鉄森小路駅で準急にとびこみ自殺（大阪）

一一五

泉州銀行調査役が、国鉄阪和線下松駅ホームからとびこみ自殺（岸和田）

一・一六

昨年十一月に閉山した三菱石炭鉱業高島礦業所の高島炭礦労組書記長が、国民宿舎で首つり自殺（長崎）

アメリカ最大の通信会社AT&Tでは、半導体生産に従事する女性の流産が他の女性に比べて約二倍という研究報告を受けて、妊娠中の女性が同社半導体生産ラインで働くことを禁止

一・二一

国鉄余部事故の復旧や対策に追われていた福知山鉄道管理局の電気課担当係長が、山中で首つり自殺（福知山）

鐘淵化學工業が申請していた兵庫県高砂工業所のPCB液焼却処理計画を県が承認、来年二月からわが国初のPCB陸上焼却が始まる（高砂）

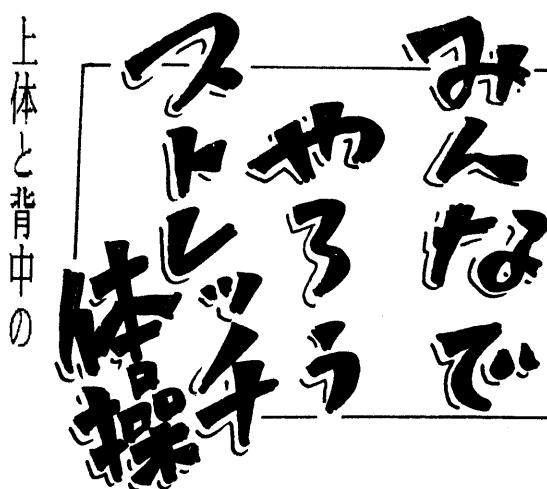
一・二二

原子力安全委員会の放射性廃棄物安全規制専門部会は、低レベル放射性廃棄物を陸地処分する場合の安全基準を、周辺の人間の被曝線量年間一ミリレム以下と報告

一・二八

川の護岸工事現場で土砂くずれがおき、作業員四人が生き埋め、うち二人が死亡（佐賀）

う。



背中の上部や肩がこる人はこのストレッチで疲れを取りましょう。

足を肩幅に開いて立ち、両手で机やカベに手をかける。膝は少し曲げたままで上体を下に下げる。もとに戻すときは必ず膝を曲げて楽に。

両手をいろんな高さに置いてストレッチの部位を変えてもよいでしょう。

# かえり道

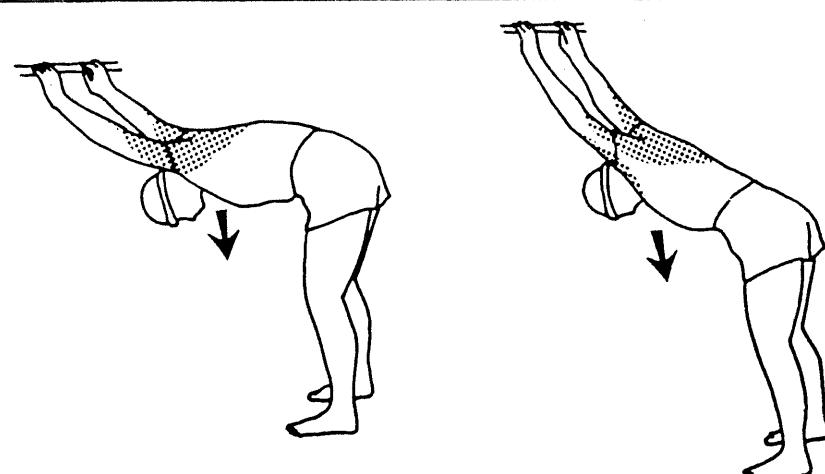
⑧

通勤災害の認定にあたって民間と公務員でもともと違う判断がなされる部分がある。それは、業務上（公務上）災害と通勤災害との境目である。民間の場合、例えば休日に突発的な事故があり、緊急に出勤するような場合、その途中の事故は業務上災害となるが、いくら残業して夜中に帰ってもその退勤中の事故は支配管理下にはないので通勤災害と認定されることになる。

公務員の場合には公務上災害の範囲がもう少し広く定められ、次の場合は公務上災害とされている。  
 (1)午後十時から午前七時半までの間の出勤、午後十時から翌日午前五時までの間の退勤の間の災害、(2)宿

は終了後直ちに退勤する場合の途上、(3)引き続き二四時間以上の勤務が終了した場合の退勤途上、(4)日曜祝日に特に勤務することを命じられた場合、もしくは勤務時間の割振り上勤務を要しない日になつていてるのに勤務を命じられた場合の通勤途上、(5)その他、通常の出勤時間より例え一時間早い出勤を命じられた場合や、出勤途上に職務遂行について依命行為があつた場合など。

こうした取扱いは通勤災害保護制度ができた昭和四八年以前から行われてきたもので、そのまま続いているのだが、民間の場合こうした取り扱いのないのはどうしたことだろう。多様な職場の事情にその認定判断をおこなう事務が極めて複雑になることは想像できるが、明らかに公平の原則が損なわれていると言えるのではないだろうか。



## 機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。

近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

### ○料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず  
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

## 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株)千里印刷 06-351-1127**

大阪市北区天満橋3-5-28